

令和元年 第3回（6月） 筑紫野市議会定例会

【建設環境常任委員会 委員長報告】

議案第30号から議案第34号までの5件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第30号 市道路線の認定』の件について、ご報告いたします。

本件は、筑紫駅北地区地区計画に基づく筑紫駅桜並木通り土地区画整理事業により整備された道路を市道路線として認定するものであり、執行部から説明を受けながら、該当箇所の現地視察を行いました。

委員会では、道路の植栽帯は誰が管理を行うのかとの質疑があり、執行部からは、日常管理については、地域住民で行っていただくものと考えているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第31号 字の区域の変更』の件について、ご報告いたします。

本件は、筑紫駅桜並木通り土地区画整理事業により宅地造成が行われている区域において、市民生活の利便性の向上を図るため字の区域を変更するものであり、

執行部から説明を受けながら、変更箇所 の 現地視察を行いました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第 3 2 号 筑紫野市森林環境譲与税基金条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、令和元年度より国から譲与される森林環境譲与税を、筑紫野市の森林整備及びその促進に必要な経費の財源に充てるため、新たに基金条例を制定するものです。

委員会では、今後、計画的に木材利用の促進や普及啓発を行っていく考えはあるかとの質疑があり、執行部からは、所有者の意向もふまえ森林の調査を行い、必要な場合には計画の策定を検討するとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第 3 3 号 筑紫野市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、農業集落排水処理施設使用料や水道料金などの改定を行うものです。

委員会では、使用水量が少ない世帯に対して負担が軽減されるような料金体系の工夫について検討したのかとの質疑があり、執行部からは、今回は国の制度改定に伴うものなので料金体系の見直しは行わないとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第34号 筑紫野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、技術士法施行規則及び水道法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

委員会では、当該施行規則の一部を改正する省令により、試験科目の見直しが行われ、水道環境が削除されるとのことだが、それにより今まで持っていた資格に影響があるのかとの質疑があり、執行部からは、影響はないとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。